

## 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省 (資源エネルギー庁)
	2号	ガス工作物	経済産業省 (資源エネルギー庁)
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 経済産業省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	6号	核原料物質	原子力規制庁
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	文部科学省・厚生労働省 農林水産省・経済産業省
	11号	毒性物質	経済産業省